

論点(第1回)

1. 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について

(1) 事業者は、有機溶剤中毒予防規則等(以下「特別規則」という。)の対象でない化学物質についても、有害性やばく露実態(リスク)に応じて必要な措置を合理的に決定しなければならないが、その必要性が十分に認識されていないことも懸念されるところ、その講ずべき措置の考え方が明確にされるべきではないか。

例えば、欧米における化学物質管理やILO条約における化学物質管理のあり方も参考として、別紙のようなものが考えられる。

(2) 同様の考え方が、化学物質(の有害性)による健康障害の防止についてのみならず、化学物質(の危険性)による爆発等の防止についても、明確にされるべきではないか。

(3) 事業者は、作業の開始や変更に際して、講ずる措置を決定した場合には、その措置を講ずべき理由(know why の観点)を含めて、労働者への周知・教育を行うべきではないか。

【参考】

労働安全衛生規則には、事業者は、有害原因の除去のため代替物の使用等必要な措置を講ずること(第576条)、ガス等の発散の抑制等のため局所排気装置の設置等必要な措置を講ずること(第577条)、保護具の備付け(第593条等)を義務付けるとともに、労働者に、事業者が命じられたときの保護具の使用を義務付けている。

2. 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について

特別規則の対象でない化学物質についても、その有害性の評価を踏まえ、上記1の考え方に基づく適切な措置が実施されるよう、リスクアセスメントが必要となるものはないか。また、ほかにどのような措置が考えられるか。

【参考】

有害性が高い化学物質のうち、その(一般的な)作業態様から許容濃度等を超えるばく露の可能性が高いなど、リスクが高いことが想定されるものは特別規則に規制をしている。

3. 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について

(1) 化学物質の有害性やばく露実態に応じた対策として、事業者によるリスクの程度に応じた措置を適切なものとするためには、労働者との情報共有がその基盤の一つである。

労働者及びユーザー事業者への確実かつ分かりやすい情報として、ラベルによ

る危険有害性情報の共有が進められるべきではないか。

- (2) ユーザー事業場において、化学物質の有害性やばく露実態に応じた対策として、事業者によるリスクの程度に応じた措置を促進するため、メーカー等からのSDS交付等による危険有害性情報伝達を促進することが必要である。また、ユーザー事業場における危険有害性情報の積極的な入手(メーカー等への要求)も、併せて促進することが必要である。

これらの取組を促進するために、どのような取組が考えられるか。

【参考】

労働安全衛生法第101条第2項に、SDS交付義務対象物質について、入手したSDS情報を掲示等による労働者への周知を義務付けている。

【参考】

改正労働安全衛生規則(平成24年4月施行)によって、全ての危険有害な化学物質の譲渡提供の際の容器等への表示(ラベル)及びSDS交付が努力義務とされた。行政においては、その普及・定着に向けて、都道府県労働局や労働基準監督署における監督・指導のほか、GHS分類結果やモデルラベル・SDS、簡易なリスクアセスメントツールであるコントロール・バンディングを公開するなどしている。

また、業界団体においても、主に製造等事業者におけるリスク評価の促進のための取組や情報基盤整備を進めている。

別紙

講ずべき措置の考え方(案)

【有害性について】

1. 事業者は、化学物質の製造・取扱において、労働者のばく露を防止し、又は可能な限り低減する。
2. ばく露防止・低減対策を講ずるに際しては、次に掲げる優先順位で講ずべき措置を検討し、その検討の結果に基づき措置を決定する。
 - ① 有害性に関する情報のない化学物質等の使用の中止、若しくは有害性に関する情報がある化学物質等のうち有害性が極力低いものへの代替
 - ② 有害性が高い化学物質等の使用の中止、若しくは有害性のより低い化学物質等への代替
 - ③ 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、ばく露の程度の低減
 - ④ 隔離室における遠隔操作、発散源を密閉する設備、局所排気装置の設置等の工学的対策
 - ⑤ 保護具の備付け、及び上記の措置を講じても労働者に対する健康障害を生ずるおそれがある場合における保護具の使用

【参考】労働政策審議会安全衛生分科会における委員の意見(概要)

- 胆管がん事例については、検討会で早期に検討結果を取りまとめるなどの迅速な対応、労災認定は評価できるが、労働者の犠牲の下に対策が取られるようになったことや、有害性を未然に発見できなかったことは残念である。今回のような事例が繰り返されないよう、化学物質の有害性の把握について積極的な対応策が求められる。(第72回分科会、辻委員)
- (胆管がん事案を踏まえた対応に関して)1,2-ジクロロプロパンについて、その発生機序を押さえることが大切である。(第72回分科会、明石委員)
- 適切な化学物質管理には、労働者が危険有害性情報を共有していることが非常に重要である。アメリカの HCS(危険有害性周知基準)、EU の CLP 規則では、全ての危険有害な化学物質について、ラベル、SDS 等で危険有害性を知らせることになっている。昨年、労働安全衛生規則が改正されて、努力義務として、ラベル、SDS の対象が全ての化学品になった。化学物質管理の基盤がやっと整備されたが、労働者との情報共有による安全行動を促進し、リスクアセスメントに基づくばく露の低減化を図る必要がある。(第73回分科会、城内委員)
- 特別規則の対象でない化学物質については、効果的かつ効率的にばく露等の影響を評価し、影響が想定される物質については、化学物質の有害性やばく露実態に応じた対策が必要である。(第73回分科会、小畑委員)
- 中小企業では化学物質の管理の専任の担当者を置いている所は少ない。また、化学物質の管理などに詳しくない企業が多い。こういう実態を踏まえて、何が危険か等の認識を中小企業にも普及させていくにはどうしたらよいか検討すべきである。(第73回分科会、中村(節)委員)
- SDS 等の情報がないと、リスクアセスメントも管理もできない。一方、情報を判断できる人材がない会社も非常に多い。実際に使う側が使える、見て分かるデータについて検討を進めてほしい。(第73回分科会、山岸氏(岡本委員代理))
- GHS のような国際的な情報の共有、労働者や専門家といった現場の人からの聴取等によるばく露実態の調査、メーカー等からの情報が、基本的な視点の縦・横・高さとなる。例えばドイツでは、専門性の開発と共有、労働者の自律的参加というところに基本方針があり、一般的にリスクやハザードが解明されていない部分についても積極的にすくい上げていく仕組みになっている。その国特有の縦・横・高さの実現の形があるので、日本ではどうするのが一番いいのかは、正に専門家や現場の方々の経験に照らして検討されるべき課題である。(第73回分科会、三柴委員)
- ラベルによる情報の共有が唯一日本で欠けている大きなシステムである。欧米では労働者の知る権利であり、事業者は知らせる義務があり、ILO 条約でもそう書いてある。(第73回分科会、城内委員)